

# 令和6年度第4回長野県契約審議会 次第

日時 令和7年2月3日（月）  
14時30分～17時  
場所 長野市生涯学習センター 大会議室3

## 1 開会

## 2 会議事項

(1) 前回審議会の主な意見

(2) 審議事項

ア 建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）

イ 建設工事等の総合評価落札方式における評価項目の見直し

(3) 報告事項

ア 建設工事等における発注標準の見直し

イ 製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式の改正

ウ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況

エ 消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果

オ 説明請求審査部会の審議結果

## 3 その他

## 4 閉会

## 資料一覧表

資料	1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料	2-1 2-2 2-3	建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針 (案)	(2 P)
資料	3	建設工事等の総合評価落札方式における評価項目の見直し	(7 P)
資料	4-1 4-2 4-3	建設工事等における発注標準の見直し	(8 P)
資料	5-1 5-2 5-3	製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロ ポーザル方式の改正	(12 P)
資料	6	印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況	(15 P)
資料	7	消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果	(16 P)
資料	8	説明請求審査部会の審議結果	(18 P)

# 長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長	○
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	○
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
なかしま みか 中島 実香	弁護士	○
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○

# 入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ		県の制度	契約審議会 審議事項 ◇:R6第3回 □:今回
資格審査	競争入札 参加資格審査	<p>○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、 労働災害、入札参加資格停止 等)</p> <p>○入札参加資格 停止 契約の相手方として不適当と認める者について は、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設 業法、刑法など) 等)</p>	<input type="checkbox"/> 建設工事等における発注 標準の見直し
	入札参加資格 設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、県内本店・支店又は営業所</li> <li>・同種業務の履行実績(必要に応じて)</li> <li>・適切な予定価格の設定 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 製造の請負、物件の買入れ、 その他の契約に係る公募型プ ロポーザル方式の改正
入札・契約 (案件ごと)	公告 ・ 入札	<p>○ダンピング防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等)</li> <li>・最低制限価格制度</li> </ul> <p>○契約方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結</li> <li>・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査</li> <li>・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等</li> <li>・随意契約 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 建設工事等における低入 札価格調査制度の見直し方 針 <input type="checkbox"/> 印刷の請負に係る最低制 限価格制度の実施状況 ◇消防用設備等点検業務に おける最低制限価格制度の 実施状況 ◇清掃・警備業務等におけ る最低制限価格制度等の最 低制限日額の改定  <input type="checkbox"/> 建設工事等の総合評価落 札方式のける評価項目の見 直し
	契約	<p>○複数年契約 長期継続契約、債務負担、ゼロ県債 等</p> <p>○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等</p> <p>○賃金実態調査 賃金状況を調査し、取組に反映</p>	<input type="checkbox"/> 消防用設備等点検業務に おける賃金実態調査の結果
履行	検査 ・ 工事成績評定	<p>○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等</p>	<input type="checkbox"/> 説明請求審査部会の審議 結果

**長野県の契約に関する条例 基本理念**

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

## 前回審議会の主な意見

[令和6年度第3回契約審議会(11月12日)]

項目	意見の要旨	回答・対応案等
(2) 取組方針の変更 (案) [資料2-1, 2-2]	○取組番号75-1、75-2、92は「既に実施している取組」に変更するということですが、制度を導入した後の効果の検証が大事だと思います。 (森委員)	○現在集計中ですので、次回以降に改めて報告します。 (建設部技術管理室) (会計局契約・検査課)
	○DXの推進については内容が非常に幅広く、記載されているもの以外にも取り組めるものはあると思います。「既に実施している取組」として整理する考え方を教えてください。 (佐々木会長)	○記載された取組は導入が完了したため、「既に実施している取組」としました。記載以外に必要なものがあれば、取組方針に随時追加します。 (会計局契約・検査課)
	○全部の項目を「既に実施している取組」にするための手立てや方向性をどのようにお考えでしょうか。社会のスピードをキャッチアップしていかないといけないと思います。 (秋葉委員)	○取組方針の策定から10年が経過し、中身が今の情勢に合わないものがあるため、しっかり見直しを行う時期だと考えています。 (会計局契約・検査課)
	○取組方針は階段を上っているというふうに考えています。今のやり方は時間がかかり過ぎていると思いますので、最終的な目標を定めて、それを2段階、3段階に分けて進めば、スピードアップできると思います。 (木下委員)	○契約に関する条例という大きな目標に向かって進んできましたが、よく見えない部分もあると感じています。目標をしっかり持って取り組みます。 (会計局契約・検査課)
(3)ア 消防用設備等点検業務における最低制限価格制度の実施状況 [資料3]	○今回、最低制限価格制度を消防用設備等点検業務に導入した理由と、今後どのような業務への拡大を検討されていますか。 (湯本委員)	○比較的規模の大きい清掃や警備業務については先行して導入し、それ以外の比較的規模の小さい業務については随時導入を図っています。積算基準が示されている他の業務についても、導入を検討します。 (会計局契約・検査課)
	○入札参加者が少なく、落札率は向上しておりますので、複数年契約を取り入れてはいかがでしょうか。 (木下委員)	○複数年契約が可能か、検討します。 (会計局契約・検査課)
(3)イ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 [資料4]	○国交省の単価があり、実態調査を行っても、最低制限価格は長野県最低賃金を基に算定されるのですね。実態調査と連動して、どう考えていくのでしょうか。 (濱委員)	○実態調査で適正な賃金がどのくらいかを判断することは難しいため、最低賃金を守れているか、という観点で調査を行っています。 (会計局契約・検査課)

# 資料 2 - 1

建設部 建設政策課 技術管理室

## 建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）

【取組番号 16】

令和 6 年度第 2 回長野県契約審議会で、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討することを表明。これまで、入札状況の分析や他県の動向等の調査を行い、低入札価格調査制度の見直し方針（案）を作成した。

### 1 入札状況の分析結果

- 令和 5 年度の入札状況を分析し、建設工事（資料 2 - 2）、業務委託（資料 2 - 3）それぞれの入札参加者数と落札率の傾向などを確認した。
- 現行の低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法は、平成 23 年度から運用しているが、算定対象の入札者が 5 者未満の場合と 5 者以上との場合で異なるため、落札率の傾向にも違いが見られた。
- 5 者以上の場合の落札率は、調査基準価格の上限値 94.5%（業務は 90%）付近に集中している。この原因としては、調査基準価格の算定方法が、算定対象の入札者の平均値となっていることから、低入札価格調査や失格の対象とならないよう、最も安全な上限値付近で入札するためと考えられる。特に、入札価格のばらつきが小さい場合は、調査基準価格の上限値からわずかに下回った価格でも低入札価格調査の対象となる事例が発生していた。
- 5 者未満の場合は、調査基準価格が入札書比較価格の 92%（業務は 87.5%）の固定値となり、その付近での落札が多いが、100% 付近での入札や 5 者以上の調査基準価格の上限値付近での入札も一定数確認できる。施工等の条件が厳しい案件については、入札者が少なく、落札率も高くなる傾向だが、入札者数によって調査基準価格の算定方法が異なることから、それを想定した入札行動が伺える。
- 現行の算定方法は平成 23 年度から大きく変更されることなく、運用されていることから、入札者がこれまでの傾向を把握しており、実行予算によらず、予定価格を高い精度で積算し、入札者数や落札率を想定して入札するケースが少なからずあると考えられる。

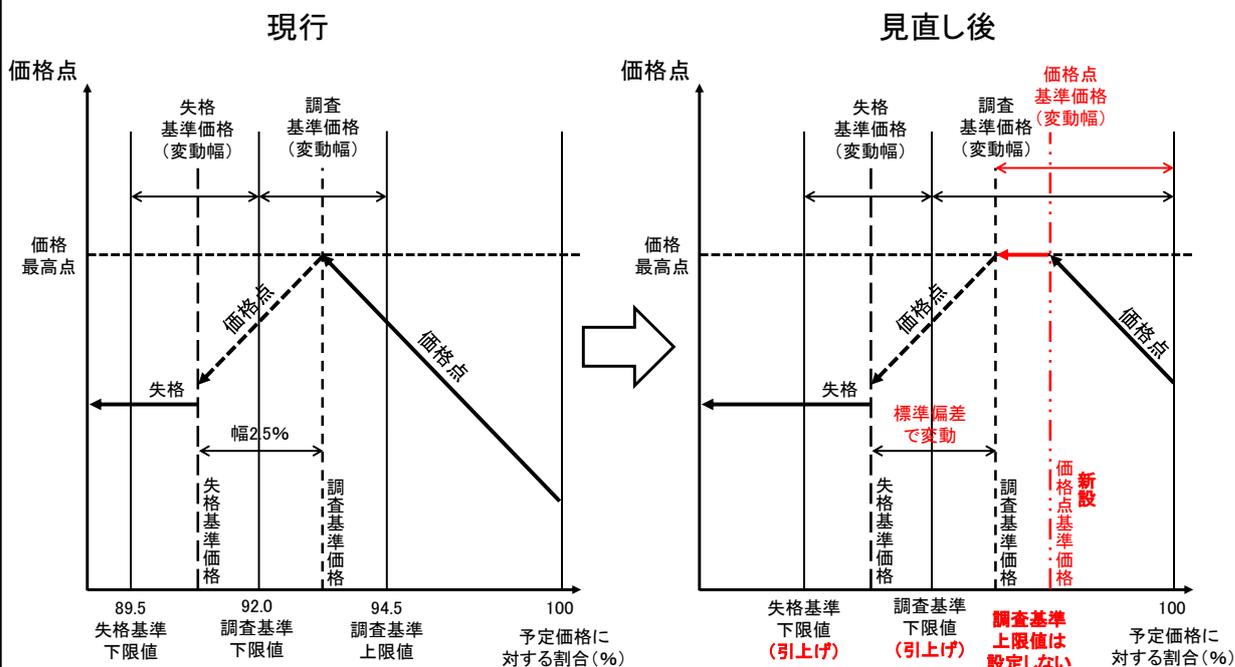
## 2 他県の動向等

- 他県の動向等の調査として、最近、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を見直した県へのヒアリングの実施や他県で実施した低入札価格調査制度に関するアンケート調査結果の分析などを行った。
- 調査基準価格や失格基準価格の算定については、国と同様、中央公契連モデルに準拠した「固定制」を採用している都道府県が多い。
- 一方で、市場の実勢価格の反映やくじ引き発生率の抑制、さらには入札契約に係る不正を排除するため、予定価格から調査基準価格を特定できない「変動制」を採用する都道府県も増加している。
- なお、「変動制」としては、長野県と同様の事例のほか、中央公契連モデルに準拠した価格にランダム係数を乗じる事例などがある。

## 3 見直し方針（案）

- 入札状況の分析結果や他県の動向等を踏まえ、下記の方針により低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格基準価格の算定方法を見直したい。
  - 見直しにあたっては、市場の実勢価格を反映し、労働賃金の適正な水準や企業の適正な利潤を確保するという、長野県のこれまでの取組方針を踏まえ、「変動制」は維持する。
  - 算定方法について、算定対象の入札者が5者以上の場合は、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする。
  - 昨年6月の担い手3法の改正を踏まえ、算定方法見直し後の適正な水準の労務費等を確保するため、調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない。
  - 算定対象の入札者が5者未満の場合は、5者以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする。
  - 受注希望型、総合評価落札方式ともに同じ算定方法の適用を検討。

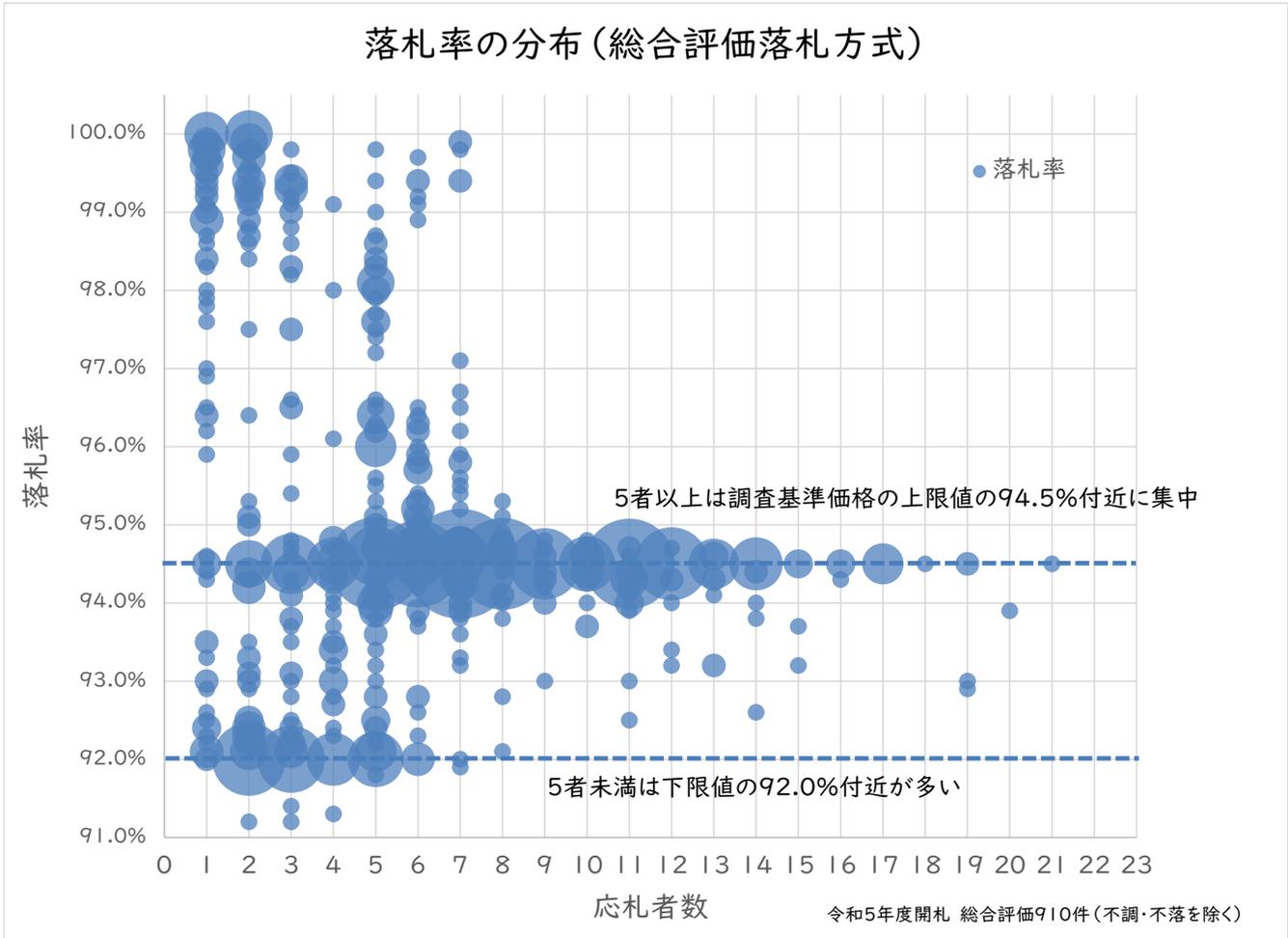
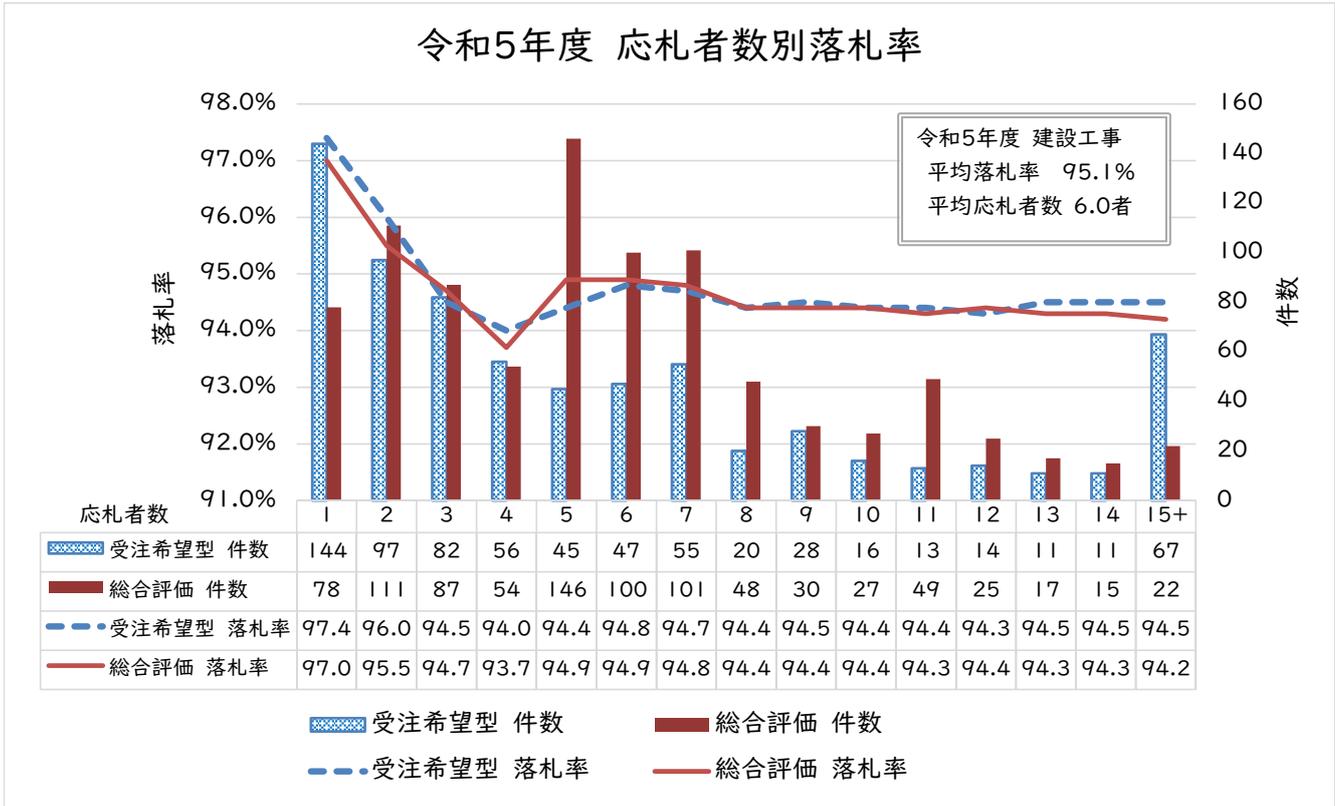
- 総合評価落札方式においては、制度の趣旨を踏まえ、**価格最高点を狙った過度な競争を抑制するため、価格点の算定方法等を見直し**、算定対象の入札者の平均価格（現行の調査基準価格）を価格点基準価格（仮称）とし、新たな調査基準価格までの間を価格最高点とすることなどを検討。（下図参照）



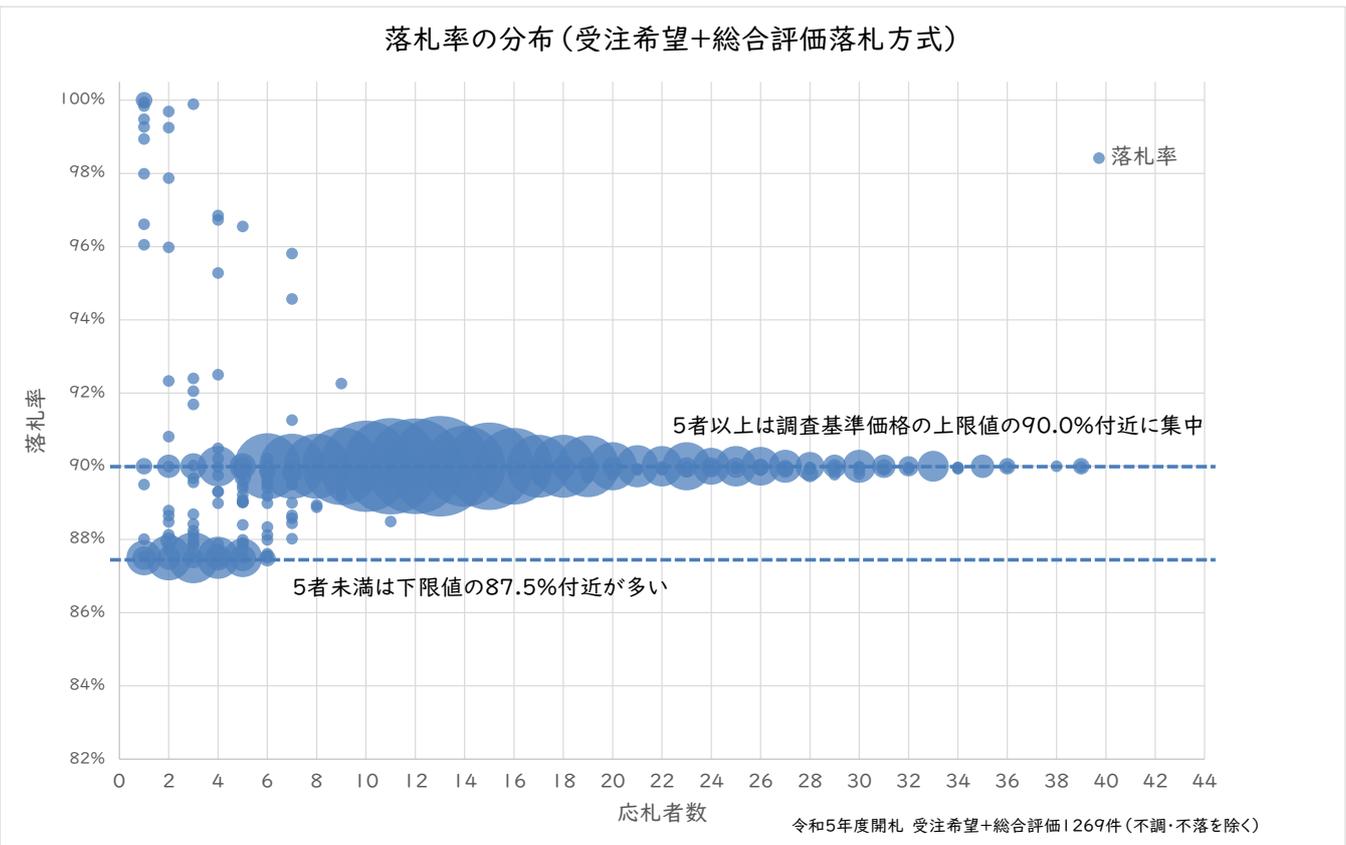
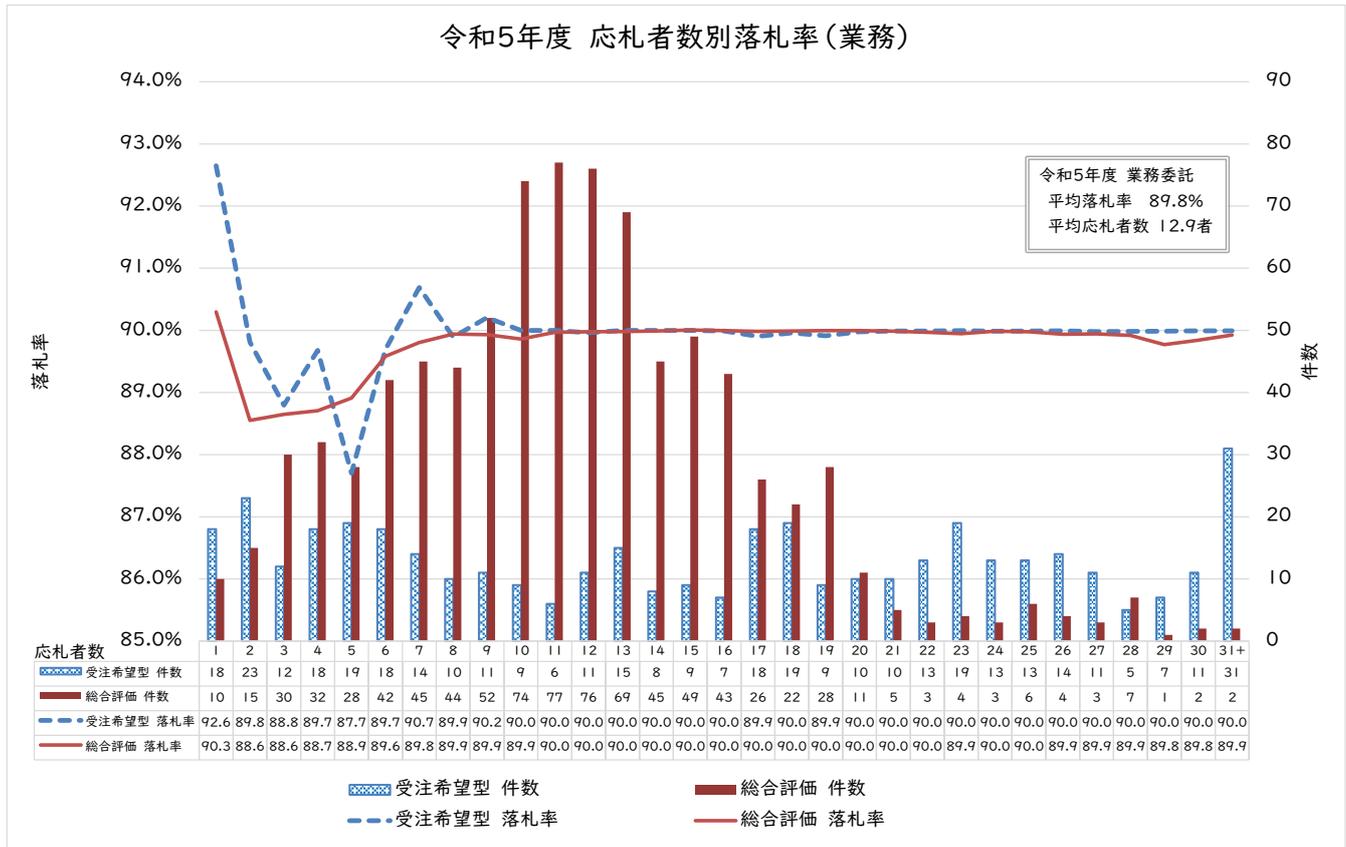
#### 4 今後の予定

- 今後、関係者との意見交換等を行うとともに、入札シミュレーション等を行って細部の制度設計や電子入札システムの改修準備を進め、**令和7年度の契約審議会に諮ってまいりたい**。なお、意見交換等の状況によっては、今回の見直し方針を一部変更する場合がある。
- **新たな低入札価格調査制度の実施時期については、令和7年度中**を目標とするが、**実施後も引き続き入札状況の分析を行い、適宜、調査基準価格等の算定方法を含む制度の改善を検討**してまいりたい。

令和5年度 建設工事 落札率の状況



令和5年度 業務委託 落札率の状況



## 建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（週休 2 日工事）

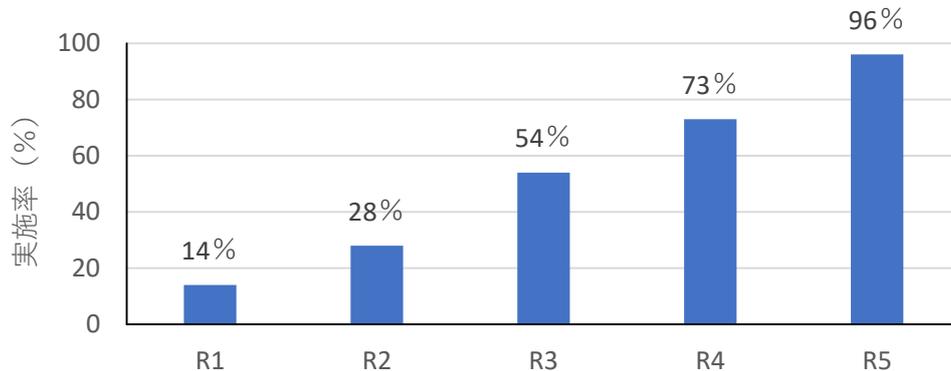
【取組番号 75-1】

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休 2 日工事」に取り組んでいるが、建設現場での普及が進んだため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

### 1 現状と課題

- 平成 30 年 4 月から施行者希望型を導入。令和元年 9 月から発注者指定型を導入。令和 5 年 10 月から原則発注者指定型による発注に移行。
- 令和 2 年 9 月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において「週休 2 日工事の実績」を加点点評価する取組を開始。
- 令和 5 年度の実施率は 96%となり、建設現場への普及が確認できた。

週休 2 日工事の実施状況



### 2 見直し内容

総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「週休 2 日の実績」の評価点を下記のとおり見直す。

		（現行）	（見直し後）
評価項目		評価点	評価点
技術者要件	週休 2 日実績	0.25	廃止
建設マネジメント	週休 2 日実績	0.25	廃止

※ 工事成績評定の「週休 2 日」についても見直しを予定

### 3 実施時期

令和 7 年 5 月 1 日の入札公告案件からの適用を予定

# 資料 4 - 1

建設部 建設政策課 技術管理室  
林務部 森林政策課

## 建設工事等における発注標準の見直し

【取組番号 20 等】

### 1 現状と経過

- 長野県入札制度合理化対策要綱等では、建設工事等において業者を選定しようとするときは、**資格総合点数別発注標準**及び建設工事入札参加資格者名簿により工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から選定するものとされている。
- そのため、建設工事の①**土木一式**、②**建築一式**、③**舗装工事**、④**電気・電気通信工事**、⑤**とび・土工・コンクリート工事**、⑥**解体工事**、⑦**管・鋼構造物（橋梁上部工除く）**・**造園・その他工事**の7種類と⑧**森林整備業務**について資格総合点数別発注標準を作成している。
- 国土交通省は、ここ数年の**建設工事費デフレーター（建設工事にかかる費用の相場を示す指標）の急上昇を踏まえ**、直轄工事で等級区分がある6工種に設定している**発注標準の工事金額の引き上げを26年ぶりに行い**、請負契約を令和7年4月1日以降に締結する工事から適用することとしている。

### 2 見直し内容

- 国土交通省は、発注標準の工事金額の引き上げにあたり、全6工種に対し、令和2年度から5年度の建設工事費デフレーターの伸び率である**1.14倍を一律に反映**している。（資料4-3 国土交通省 発注標準の見直し資料 参照）
- そのため、県でも資料4-2のとおり、国土交通省と同様の伸び率 **1.14倍を各業種に反映し、発注標準の工事金額の引き上げを行う。**

### 3 今後の予定

- 令和7年1月31日まで申請を受け付けていた令和7・8・9年度の建設工事における入札参加資格の資格有効期間の始期に向け、引き上げた工事金額による資格総合点数別発注標準表を作成し、**令和7年5月1日の入札公告案件から適用**する。

## 令和7・8・9年度建設工事等における資格総合点数別発注標準表

## 令和7・8・9年度資格総合点数別発注標準における工事金額の設定方法

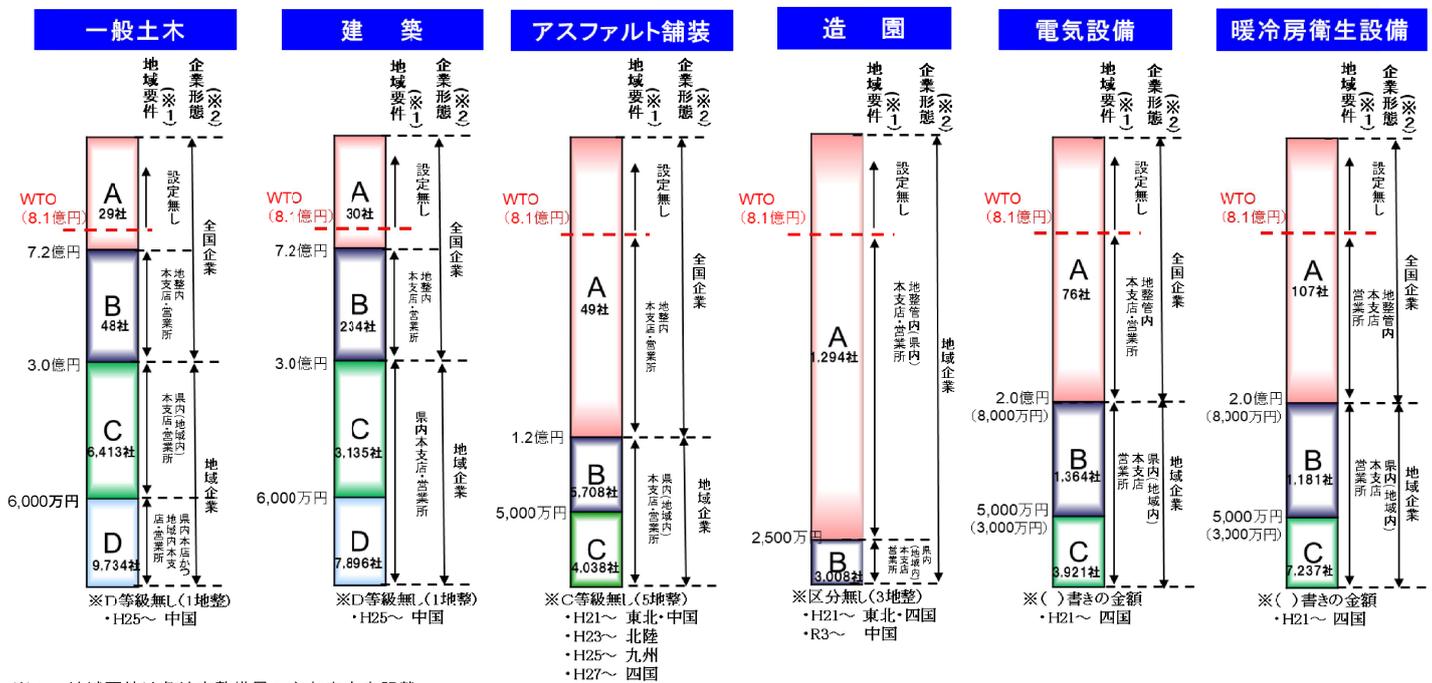
- ・令和4・5・6年度資格総合点数別発注標準の工事金額に 1.14 を乗じ、以下により金額を丸める
- ・丸めの単位・・・500万円未満:50万円単位、500～1,000万円未満:100万円単位、  
1,000～5,000万円未満:500万円単位、5,000万円以上:1,000万円単位
- ・丸めた結果、令和4・5・6年度と同額となる場合は上記単位で切り上げる

令和4・5・6年度			令和7・8・9年度			
区分	資格総合点数	工事金額	資格総合点数	工事金額	資格総合点数	工事金額
①土木一式			令和7・8・9年度の区分ごとの資格総合点数は、入札参加資格の申請状況を踏まえ、今後設定	令和7・8・9年度		
A	1007以上	1,500万円以上			2,000万円以上	
B	1006～842	800万円～8,000万円未満			900万円～9,000万円未満	
C	841～759	3,000万円未満			3,500万円未満	
D	758～675	1,500万円未満			2,000万円未満	
E	674以下	800万円未満			900万円未満	
②建築一式					2,500万円以上	
A	949以上	2,000万円以上			1,000万円～1億円未満	
B	948～818	900万円～9,000万円未満			5,000万円未満	
C	817～751	4,500万円未満			2,500万円未満	
D	750～671	2,000万円未満			1,000万円未満	
E	670以下	900万円未満				
③舗装工事					全工事	
A	970以上	全工事			4,000万円未満	
B	969～850	3,500万円未満			600万円未満	
C	849以下	500万円未満				
④電気・電気通信工事					250万円以上	
A	819以上	200万円以上			2,500万円未満	
B	818～707	2,000万円未満			700万円未満	
C	706以下	600万円未満				
⑤とび・土工・コンクリート工事				250万円以上		
A	872以上	200万円以上		6,000万円未満		
B	871～775	5,000万円未満		800万円未満		
C	774以下	700万円未満				
⑥解体工事				250万円以上		
A	844以上	200万円以上		6,000万円未満		
B	843～752	5,000万円未満		800万円未満		
C	751以下	700万円未満				
⑦管・鋼構造物(橋梁上部工除く)・造園・その他工事				250万円以上		
A	863以上	200万円以上		3,500万円未満		
B	862～775	3,000万円未満		800万円未満		
C	774以下	700万円未満				
⑧森林整備(選木を必要とする作業を主体とする業務)				150万円以上		
A	750以上	100万円以上		900万円未満		
B	750～590	800万円未満		600万円未満		
C	590未満	500万円未満				

## 発注関係事務の運用に関する指針改正案

## 資料 4 - 3

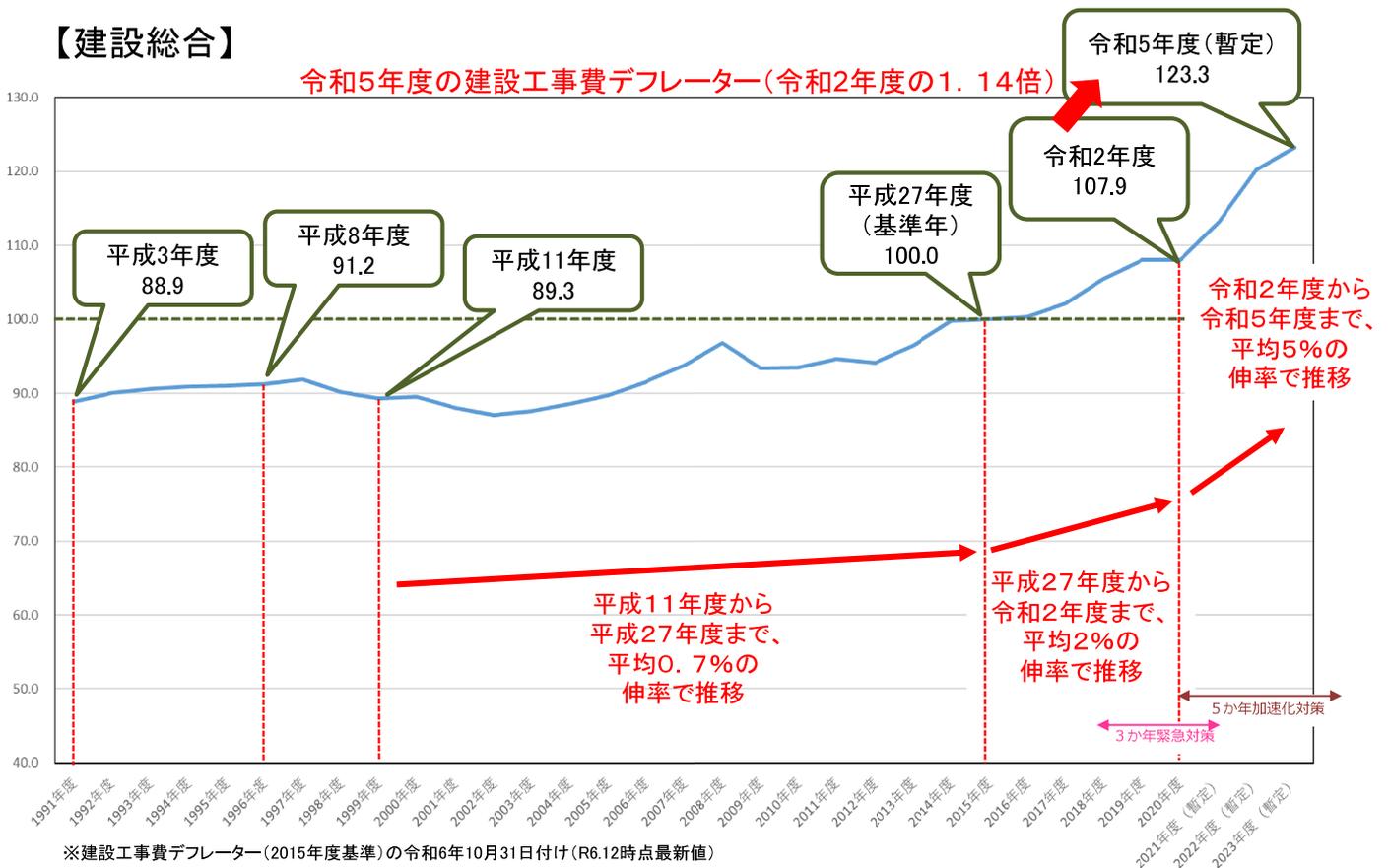
地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う

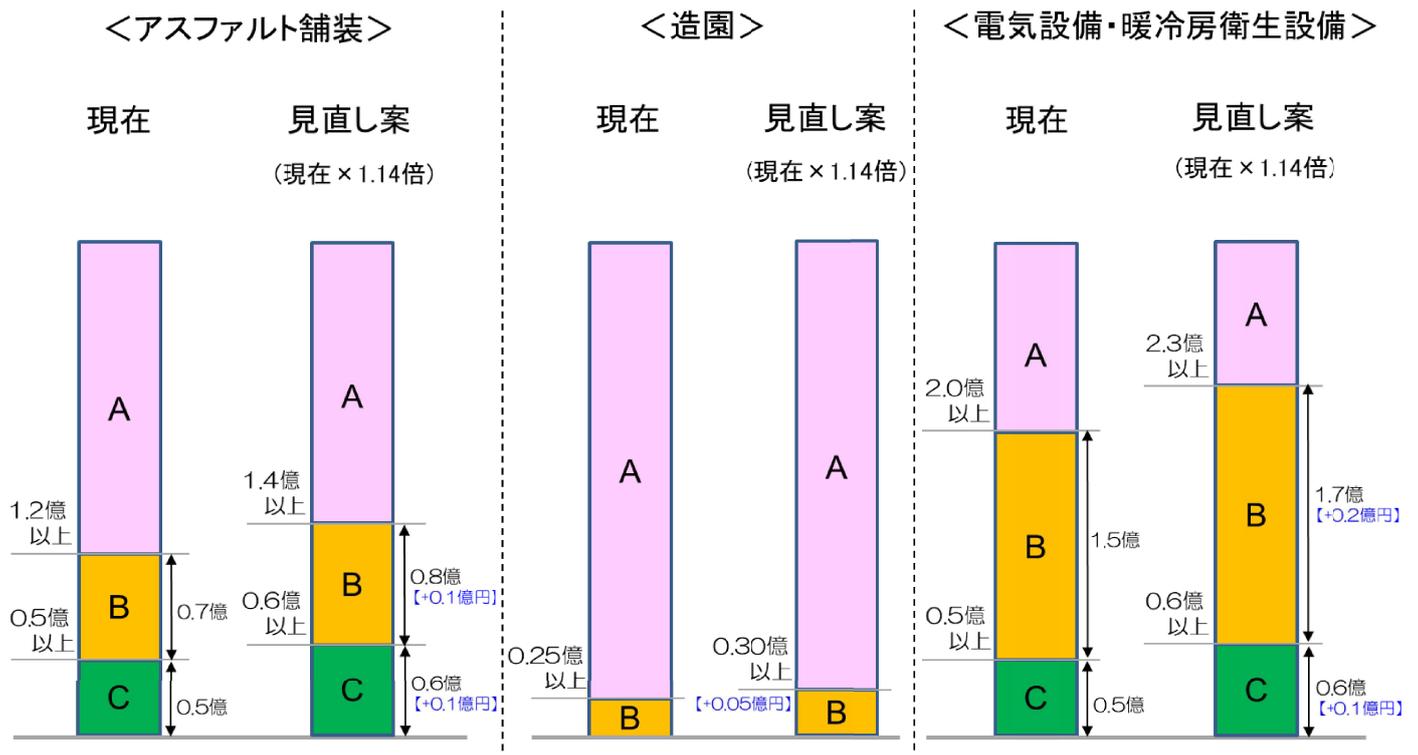
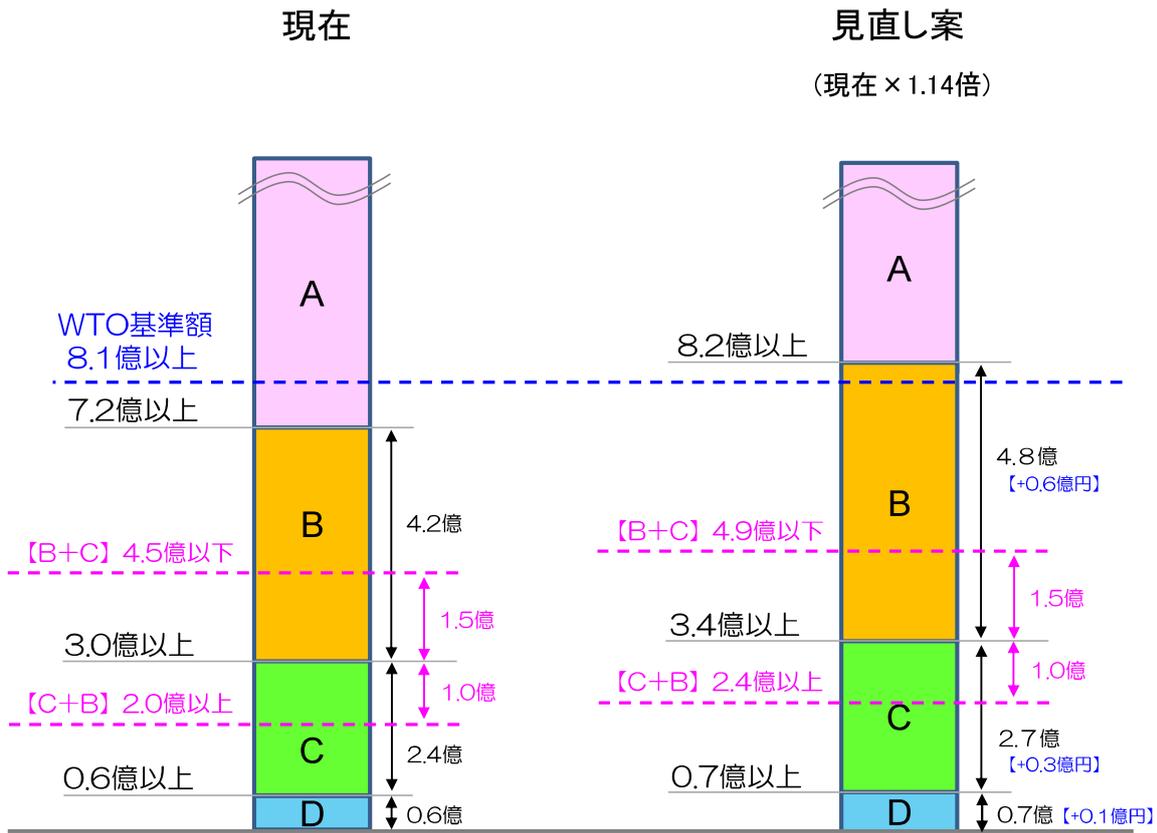


- ※1 地域要件は各地方整備局の主な内容を記載
- ※2 企業形態は、構成する企業の主な形態を記載
- ※3 1業種について、複数の地整で登録している場合は、本店所在地の地整等級にて計上（重複無しで整理）

# 発注標準の見直し

## 建設工事費デフレーター（2015年基準）





## 製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る 公募型プロポーザル方式の改正について

[取組番号 30、32]

### 1 趣旨

- ・「長野県の契約に関する条例」(以下「契約条例」という。)第3条の基本理念に掲げる県内の中小企業者の受注機会の確保等を図るため、公募型プロポーザル方式に事業所の所在地等の評価を明確化する。

### 2 現状と課題

- ・公募型プロポーザル方式は、契約の目的に最も合致した企画の立案、及び、技術力等を有する者を選定するため、県外本店の競争力のある事業者が選定される傾向にあり、地域・社会に貢献する取組を行う県内の優良な中小企業者が受注しづらい。

### 3 改正内容(案)

- ・予算執行者が任意に企画提案書の項目及び選定基準に次の項目を設定して、評価を行うことができることとする。

#### 事業所の所在地に関する事項

【例】県内に本店を有していること 等

#### 地域・社会貢献に関する事項

【例】ISO14000 シリーズの認証取得、長野県SDGs推進企業登録制度の登録 等

### 4 期待される効果

- ・県内の中小企業者の受注機会の確保。
- ・県の施策に協力する事業者の育成。
- ・県を取り巻く喫緊の課題(少子化・人口減少、気候変動、働き方改革等)への対応。

### 5 参考

R5 公募型プロポーザル方式 218 件 3,836,463 千円	うち県外本店 77 件 (35%) 2,667,445 千円 (70%)
R4 公募型プロポーザル方式 190 件 4,839,367 千円	うち県外本店 76 件 (40%) 3,971,476 千円 (82%)
R3 公募型プロポーザル方式 204 件 8,892,082 千円	うち県外本店 68 件 (33%) 7,537,400 千円 (85%)

## 改正のイメージ

改正前 (例)

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	(略)	20
2 業務の実施体制	(略)	20
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	(略)	20
4 業務に要する経費及びその内訳	(略)	20
5 その他業務等の目的を達するため に有効な事項	(略)	20
合計		100



改正後 (例)

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	(略)	20
2 業務の実施体制	(略)	20
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	(略)	20
4 業務に要する経費及びその内訳	(略)	20
5 事業所の所在地に関する事項	県内に本店を有していること	5
6 地域・社会貢献に関する事項	ISO14000シリーズの認証取得 (※県内に本店を有する者に限り評価します。)	5
7 その他業務等の目的を達するため に有効な事項	(略)	10
合計		100

**【事業所の所在地に関する事項の評価内容の例】**

- ・ 県内に本店を有していること
- ・ 履行場所の存する4ブロック内に本店を有していること
- ・ 履行場所の存する10ブロック内に本店を有していること

**【地域・社会貢献に関する事項の評価内容の例】**

- ・ 事業活動温暖化対策計画書の策定
- ・ 法律による雇用義務がない業者の障がい者の雇用
- ・ 「社員の子育て応援宣言」の登録
- ・ 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の登録
- ・ 長野県内市町村に係る消防団協力事業所表示制度の認定
- ・ 長野県SDGs推進企業登録制度の登録
- ・ 長野県内でのボランティア活動の実績
- ・ 長野県内の自治体との災害時協定の締結

※実施する事業により項目、評価内容及び配点は案件毎に設定できる。

## 1 公募型プロポーザル方式の内訳（令和5年度）

分類	件数	金額（千円）
イベント・研修会運営	96	450,949
広告・宣伝・啓発等	83	2,566,065
調査・設計	14	116,756
情報関連	6	318,116
デザイン・印刷	4	7,681
検査・測定	1	6,513
その他	14	370,383
計	218	3,836,463

## 2 公募型プロポーザル方式の事例（県外本店業者が選定された案件）

評価内容(例)		県外本店業者						県内本店業者					
評価項目	配点	評価①	評価②	評価③	評価④	評価⑤	合計	評価①	評価②	評価③	評価④	評価⑤	合計
業務の内容	10	6	8	6	6	8	34	6	6	6	6	6	30
業務の実施体制	20	12	14	12	14	12	64	12	14	14	14	12	66
業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	25	20	15	15	15	20	85	15	15	15	15	20	80
業務に要する経費及びその内訳	10	6	6	6	6	6	30	6	6	6	6	6	30
その他業務等の目的を達するために有効な事項	35	28	23	28	23	23	125	24	21	21	21	21	108
合計	100	72	66	67	64	69	338	63	62	62	62	65	314

業務に要する経費及びその内訳（配点5点）、地域・社会貢献（配点5点）で実施されていた場合

評価内容(例)		県外本店業者						県内本店業者					
評価項目	配点	評価①	評価②	評価③	評価④	評価⑤	合計	評価①	評価②	評価③	評価④	評価⑤	合計
業務の内容	10	6	8	6	6	8	34	6	6	6	6	6	30
業務の実施体制	20	12	14	12	14	12	64	12	14	14	14	12	66
業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	25	20	15	15	15	20	85	15	15	15	15	20	80
業務に要する経費及びその内訳	5	3	3	3	3	3	15	3	3	3	3	3	15
地域・社会貢献	5	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	25
その他業務等の目的を達するために有効な事項	35	28	23	28	23	23	125	24	21	21	21	21	108
合計	100	69	63	64	61	66	323	65	64	64	64	67	324

地域・社会貢献の評価が行われたことにより、県内本店業者が見積業者を選定されていた

## 印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況

【取組番号：19】

### 1 取組方針

【19】印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する

### 2 現行制度（試行）の概要

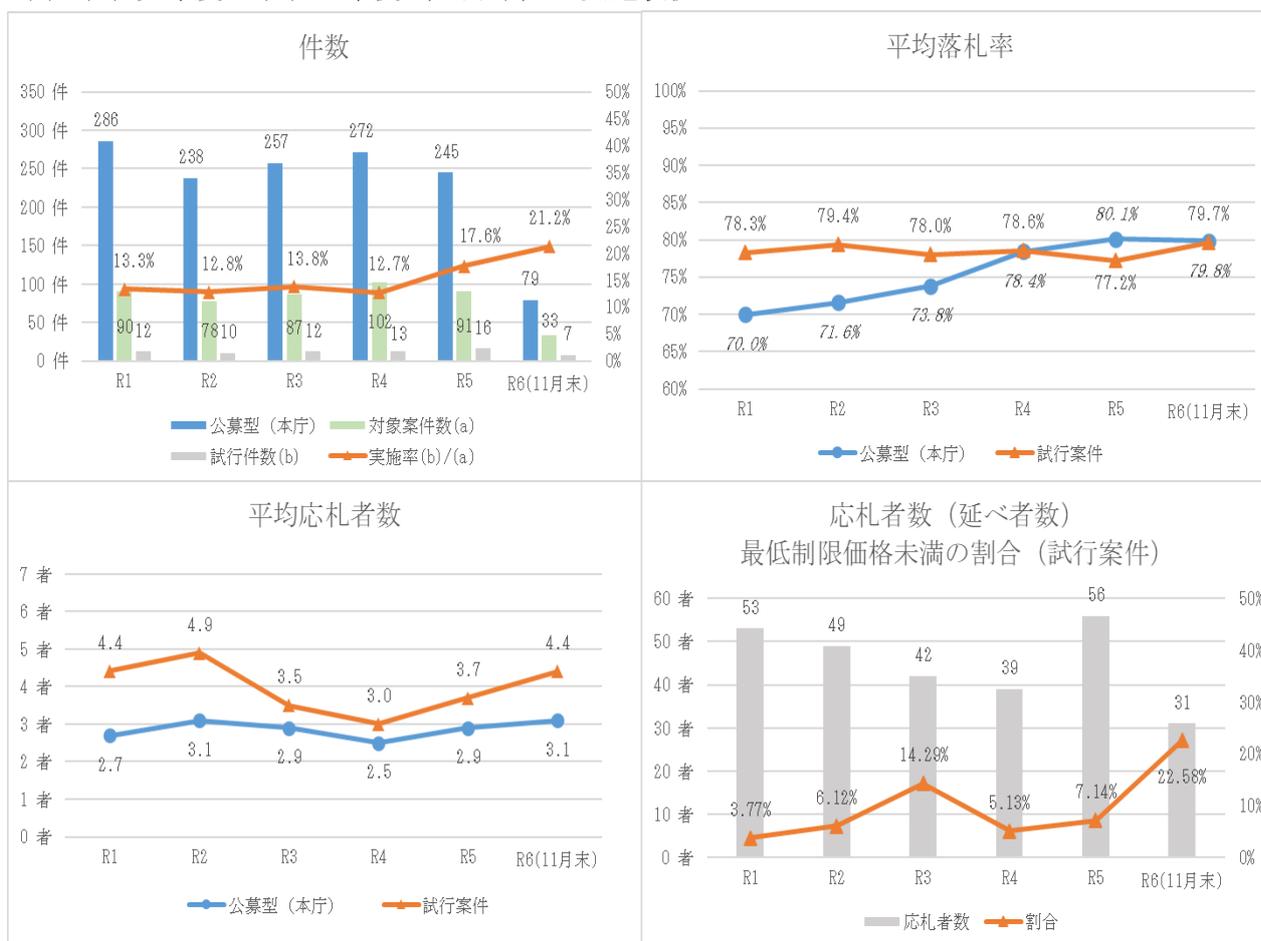
(1) 対象案件：公募型見積合わせによる印刷業務（県庁）のうち、予定価格20万円以上  
（積算困難である案件を除く）

(2) 最低制限価格：予定価格×75%

※ 令和6年4月から「対象案件」の範囲を拡大、「最低制限価格」を引き上げ

### 3 実施状況

(1) 令和元年度～令和6年度（11月末）の実施状況



- ・発注件数は減少傾向である一方、試行実施率は上昇
- ・落札率及び応札者数は上昇

### 4 課題と対応

『課題』：最低制限価格を導入できる案件の拡大（現状、積算困難な案件が多い）。

『対応』：対象業務の更なる拡大に向けて、関係団体と協議し、検討。

## 清掃・警備・設備管理・消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果

【取組番号76】

## 1 取組方針

【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

## 2 調査内容

## (1) 調査対象

予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理・消防用設備等点検業務の受注者

## (2) 調査期間

【清掃・警備・設備管理】 令和6年5月分（5月31日を含む1ヶ月間）

【消防用設備等点検】 令和6年9月分（9月30日を含む1ヶ月間）

## 3 調査結果

## (1) 回答数

○清掃：64/64 社 ○警備：16/16 社 ○設備管理：14/14 社 ○消防：9/9 社

## (2) 賃金実態調査の結果

上段：R6

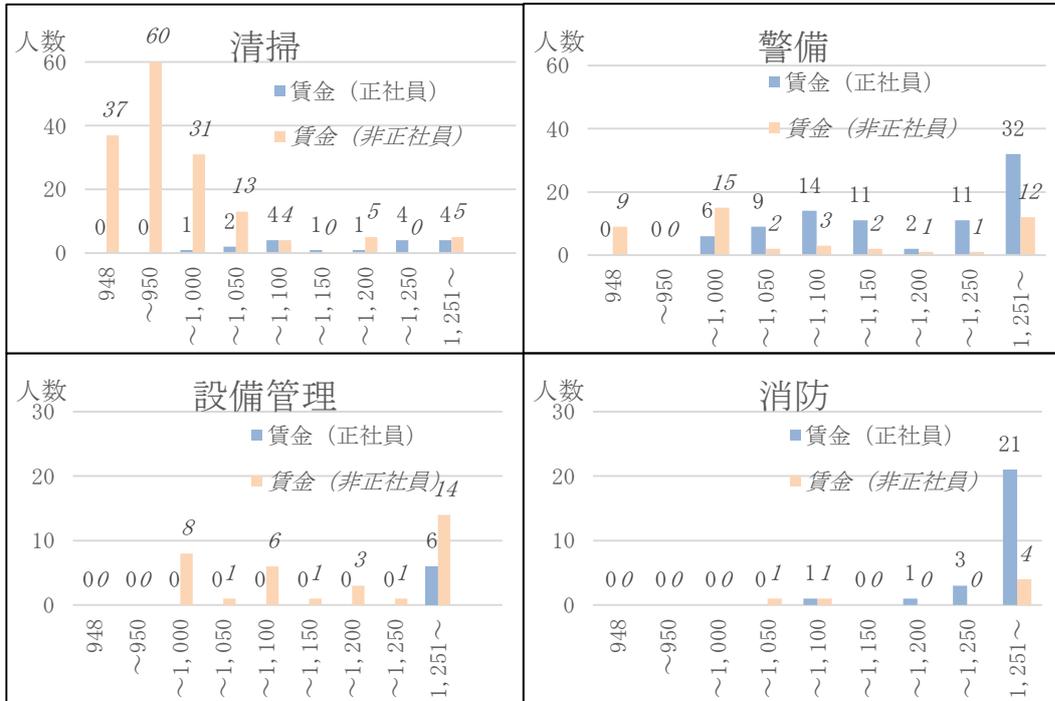
下段：R5

	対象人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	就業形態 正規割合	平均労働 時間 (h/日)	最低賃金帯 割合
清 掃	172 (160)	62.4 (62.8)	4.8 (4.5)	10% (7%)	4.7 (4.8)	56% (40%)
警 備	130 (119)	55.6 (54.6)	12.9 (12.5)	65% (65%)	9.1 (9.3)	7% (13%)
設備管理	40 (38)	66.0 (65.1)	7.1 (6.2)	15% (11%)	8.1 (7.2)	0% (0%)
消 防	32 -	48.4 -	10.0 -	81% -	8.3 -	0% -
計	374 (317)	59.3 (60.0)	8.3 (7.7)	36% (29%)	7.0 (6.9)	28% (25%)

○最低賃金 (R5. 10. 1～R6. 9. 30) : 948円

○最低賃金帯 : 948円～950円 として設定

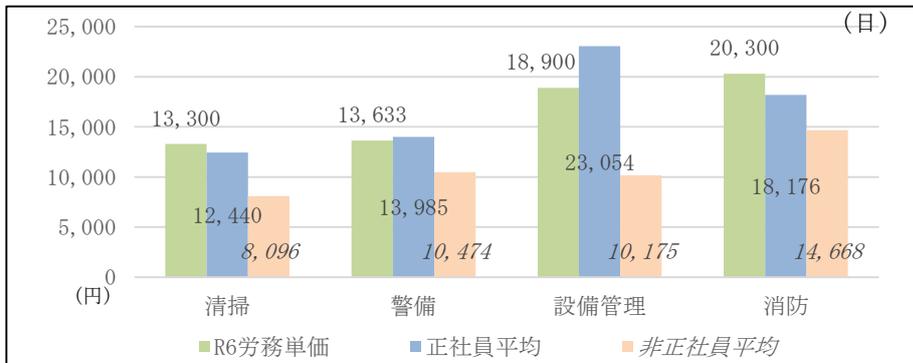
### (3) 賃金分布状況



※最低賃金帯：948円～950円 として設定（枠内）

※[最低賃金の対象となる賃金]（厚労省）に基づいて算出

### (4) R6労務単価と調査結果の比較

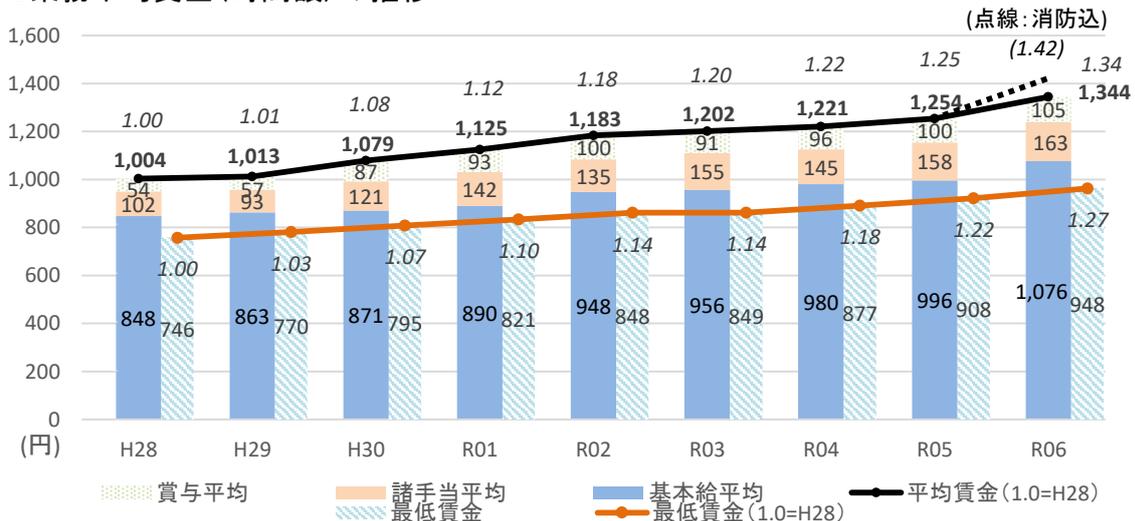


※R 6 労務単価は[令和 6 年度建築保全業務労務単価]（国交省）の各職種の平均値

清掃：清掃員A～C 警備：警備員A～C 設備管理：保全技師補、保全技術員、保全技術員補 消防：保全技師補

## 4 調査結果の推移

### 3業務平均賃金(時間額)の推移



## 説明請求審査部会の審議結果

【取組番号 2-2】

長野県知事から、再説明請求に関する意見を求める諮問を受け、契約審議会 説明請求審査部会を開催・審議のうえ答申しました。

## 1 開催内容

日時	令和6年11月6日（水） 10時から12時まで
内容	・発注者からの事情聴取 ・答申の審議
発注機関	長野県飯田建設事務所
事業担当部	建設部
再説明請求の対象	設計業務に係る委託業務等成績評定の内容
再説明請求の要旨	評定の客観性・公平性について疑義がある ・検査員の求め（疑義、PCでの書類提示）に応じて説明を行ったにも関わらず、適切な評価がされなかった ・発注者が示した内容で報告書を取りまとめたにも関わらず、適切な評価がされなかった

## 2 審議結果

審議会規則第5条第6項及び平成26年度第1回契約審議会の議決により部会の決議をもって審議会の決議としており、以下のとおり知事に答申しました。

答申日	令和6年11月21日（木）
答申の概要	監督員及び検査員の評価内容並びに採点表は正当に評価されたものと認められ、変更しないことが妥当である。 なお、関係書類を確認したところ、受発注者共に十分な照査や確認が行われていないと思われるため、いかなる業務においても、真摯に取り組まれるよう希望する。